評定様式第1号

令和　　年　　月　　日

（受注者）

所　在　地

商号又は名称

代表者職/氏名　　様

高知市長　　岡　﨑　誠　也

工 事 成 績 評 定 通 知 書

下記の工事について，高知市工事成績評定実施要綱に基づき評定した結果を通知いたします。

なお，評定結果に不服があるときは，この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により，説明を求めることが出来ます。

記

工　事　名	
工　事　場　所	高知市
工　期	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
請　負　金　額	円
完　成　年　月　日	令和　年　月　日
検　査　年　月　日	令和　年　月　日
工事成績評定点	点（小数第１位四捨五入）

※　お問い合わせ先　　〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号

高知市役所総務部契約課

TEL　088-823-9416

評定様式第1号別表

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1　施工体制	施工体制一般	0.6点　／　3.2点
	配置技術者	0.6点　／　3.8点
2　施工状況	施工管理	4.1点　／　11.7点
	工程管理	4.9点　／　9.3点
	安全対策	4.9点　／　10.7点
	対外関係	1.6点　／　3.4点
3　出来形及び出来栄え	出来形	#N/A　／　13.9点
	品質	9.1点　／　15.9点
	出来栄え	5.5点　／　8.5点
4　工事特性	施工条件等への対応	2.6点　／　7.8点
5　創意工夫	創意工夫	2.6点　／　5.4点
6　社会性等	地域への貢献等	4.4点　／　6.4点
7　法令遵守等		0.0点　（減点）
		#N/A　／　100点

評定様式第2号

工事成績評定結果説明請求書

令和　　年　　月　　日

高知市長　　岡 﨑　誠 也　様

（受注者）

所　在　地

商号又は名称

代表者職/氏名　　印

工事成績評定について，評定結果に不服がありますので，下記の事項について説明を求めます。

記

1　　工　　事　　名

2　　説明を求める事項

3　　説 明 請 求 理 由

評定様式第3号

令和　　年　　月　　日

（受注者）

所　在　地

商号又は名称

代表者職/氏名　　様

高知市長　　岡 﨑　誠 也　　印

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について，

下記のとおり回答いたします。

記

1　　工　　事　　名

2　　説 明 内 容

評定様式第4号－1

工事担当部						契約担当部					
係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長	係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

工 事 成 績 評 定 表（予定価格500万円以上の工事）

工 事 名					工 事 場 所	高知市	
受 注 者 名					工期	着 工	令 和 年 月 日
請 負 金 額	円					完 成	令 和 年 月 日
現 場 代 理 人					完成年月日	令 和 年 月 日	
監理･主任技術者	（監理）		（主任）		完成届出日	令 和 年 月 日	
監 督 職 員	（工事監督職員）	職名	氏名		完成検査年月日	令 和 年 月 日	
	（総括監督員）	職名	氏名		出来高検査年月日	令 和 年 月 日	

考査項目		第一次評定者					第二次評定者					最終評定者						
		職名					職名					職名						
		氏名					氏名					氏名						印
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般		1.5	0.0	-5.0	-10.0												
	Ⅱ. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0												
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理		1.5	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0
	Ⅱ. 工程管理	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0							
	Ⅲ. 安全対策	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0							
	Ⅳ. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0												
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0
	Ⅱ. 品質	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-15.0	-30.0
	Ⅲ. 出来栄え											5.0		2.5		0.0	-2.5	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応			0.0														
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫			0.0														
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						10.0	5.0	0.0									
加 減 点 計（1+2+3+4+5+6）		点					点					点						
評 定 点（65点±加減点計）		小計					小計					小計						
7. 評 定 点 計		① 点×0.4＝					② 点×0.2＝					③ 点×0.4＝						
		① ＋ ② ＋ ③ ＝																
8. 法 令 遵 守 等							0.0 点											
評 定 点 合 計		点（7. 評定点－8. 法令遵守等）																

	（第一次評定者）	（第二次評定者）	（最終評定者）
（所 見）			

細 目 別 評 価 点 表 （予定価格500万円以上の工事）

令 和　　年 度		工事名：			工事課名：〇〇課	
項　目	細　別	第一次評定者	第二次評定者	最終評定者	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	［-5.0］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 0.6 点			0.6 点	3.2点
	Ⅱ. 配置技術者	［-5.0］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 0.6 点			0.6 点	3.8点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	［-5.0］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 0.6 点		［-7.5］ ×0. 4+6. 5＝ 3.5 点	4.1 点	11.7点
	Ⅱ. 工程管理	［-5.0］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 0.6 点	［ 0.0 ］ × 0.2 ＋ 4.3 ＝ 4.3 点		4.9 点	9.3点
	Ⅲ. 安全対策	［-5.0］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 0.6 点	［ 0.0 ］ × 0.2 ＋ 4.3 ＝ 4.3 点		4.9 点	10.7点
	Ⅳ. 対外関係	［-2.5］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 1.6 点			1.6 点	3.4点
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形	#N/A × 0.4 ＋ 2.6 ＝ #N/A		#N/A ×0. 4+6. 5＝ #N/A	#N/A	13.9点
	Ⅱ. 品質	［ 0.0 ］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 2.6 点		［ 0.0 ］ ×0. 4+6. 5＝ 6.5 点	9.1 点	15.9点
	Ⅲ. 出来栄え			［-2.5］ ×0. 4+6. 5＝ 5.5 点	5.5 点	8.5点
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	［ 0.0 ］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 2.6 点			2.6 点	7.8点
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	［ 0.0 ］ × 0.4 ＋ 2.6 ＝ 2.6 点			2.6 点	5.4点
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		［ 0.0 ］ × 0.2 ＋ 4.4 ＝ 4.4 点		4.4 点	6.4点
7. 法令遵守等			［ 0.0 ］ × 1.0 ＝ 0.0 点		0.0 点	
評定点合計		#N/A 40点	13.0点 20点	#N/A 40点	#N/A	#N/A 100.0点

土木工事　　考査項目別運用表内訳
予定価格500万円以上の工事
第一次・第二次評定者用

評定者	運用表	考査項目	細別	工種	備考
第一次評定者	評定様式第6－1－1	1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		
			Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）		
	評定様式第6－1－2	2．施工状況	Ⅰ．施工管理		
	評定様式第6－1－3		Ⅱ．工程管理		
			Ⅲ．安全対策		
	評定様式第6－1－4		Ⅳ．対外関係		
	評定様式第6－1－5	3．出来形及び出来栄え	Ⅰ．出来形		
	評定様式第6－1－6		Ⅱ．品質　（バラツキによる評価を行う場合に採用）		
	評定様式第6－1－7		Ⅱ．品質（個別工種により評価を行う場合に採用）	コンクリート構造物工事	
				土工事	切土・盛土・築堤等工事
	評定様式第6－1－8			護岸・根固・水制工事	
				鋼橋工事	RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる
	評定様式第6－1－9			砂防構造物・地滑り防止工事	（集水井戸工事を含む）
	評定様式第6－1－10			舗装工事	
	評定様式第6－1－11			法面工事	
	評定様式第6－1－12			基礎工事	地盤改良等含む
	評定様式第6－1－13			コンクリート橋工事	PC・RCを対象
	評定様式第6－1－14			塗装工事	
				造園（植栽）工事	
	評定様式第6－1－15			下水道工事	開削工事
	評定様式第6－1－16				推進・シールド工事
	評定様式第6－1－17			水路等コンクリート二次製品設置工事	
	評定様式第6－1－18			管路工事	ガス・水道工事等
	評定様式第6－1－19			防護柵・標識・区画線等設置工事	
				解体工事	
				その他工事	
	評定様式第6－1－20	4．工事特性	施工条件等への対応		
	評定様式第6－1－21				
	評定様式第6－1－22				
	評定様式第6－1－23	5．創意工夫（軽微なもの）	創意工夫		
	評定様式第6－1－24				
第二次評定者	評定様式第7－1－1	2．施工状況	Ⅱ．工程管理		
			Ⅲ．安全対策		
	評定様式第7－1－2	6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		
	評定様式第7－1－3	8．法令遵守等			

土木工事　　考査項目別運用表内訳
予定価格500万円以上の工事
最終評定者用

評　定　者	運　用　表	考　査　項　目	細　　別	工　　種	備　　考
最終評定者	評定様式第8－1－1	2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理		
	評定様式第8－1－2	3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形		
	評定様式第8－1－3		Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事	
				土工事	切土・盛土・築堤等工事
	評定様式第8－1－4			護岸・根固・水制工事	
				鋼橋工事	RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる
	評定様式第8－1－5			砂防構造物・地滑り防止工事	(集水井戸工事を含む)
	評定様式第8－1－6			舗装工事	
	評定様式第8－1－7			法面工事	
	評定様式第8－1－8			基礎工事	地盤改良等含む
	評定様式第8－1－9			コンクリート構造物工事橋工事	PC・RCを対象
	評定様式第8－1－10			塗装工事	
				造園(植栽)工事	
	評定様式第8－1－11			下水道工事	
	評定様式第8－1－12				
	評定様式第8－1－13			水路等コンクリート二次製品設置工事	
	評定様式第8－1－14			管路工事	ガス・水道工事等
	評定様式第8－1－15			防護柵・標識・区画線等設置工事	
				解体工事	
				その他工事	
	評定様式第8－1－16		Ⅲ. 出来栄え	コンクリート構造物工事	
				土工事	切土・盛土・築堤等工事
				護岸・根固・水制工事	
				鋼橋工事	RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる
				砂防構造物・地滑り防止工事	(集水井戸工事を含む)
				舗装工事	
				法面工事	
	評定様式第8－1－17			基礎工事	地盤改良等含む
				コンクリート構造物工事橋工事	PC・RCを対象
				塗装工事	
				造園(植栽)工事	
				下水道工事	
				水路等コンクリート二次製品設置工事	
	評定様式第8－1－18			管路工事	ガス・水道工事等
				防護柵・標識・区画線等設置工事	
				解体工事	
				その他工事	

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－1

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
				施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般 d		「評価対象項目」 1　作業の分担の範囲が施工体制台帳，施工体系図及び施工計画書等の書面で確認できる。 2　工事実績情報の登録は，監督職員の確認を受けた上で,受注時，登録内容の変更時，完成時にはそれぞれ契約後10日以内に，訂正時には速やかに行われている。 3　建設業退職金共済組合（建退共）に加入し，証紙の購入・配布が適切に行われていることが，共済証紙受払簿等により適切に把握されている。（建退共制度の対象労働者を雇用している工事に適用） 4　施工体制台帳，施工体系図が整備され，施工体系図も現場に掲示され，（掲示できない場合は備えられ）現場と一致している。 5　工事規模に応じた人員，機械配置の施工となっている。 6　建設業許可票，労災保険成立票，建退共標識等，掲示するべき標識が適正に掲示されている。 7　緊急指示，災害，事故等が発生した場合の対応が速やかである。 8　その他（　　） 0 ／ 7　0% d　0				□ 施行体制が不備であり，監督職員から文書により改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
	Ⅱ. 配置技術者 現場代理人等 d		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
			「評価対象項目」 1　現場代理人として，工事全般の把握ができている。 2　現場代理人として，監督職員への報告を適宜行い，連絡調整等を書面で行っている。 3　書類整理，資料整理が適切に処理されている。 4　施工に先立ち，創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 5　契約書，設計図書，指針等をよく理解し，現場に反映して工事を行っている。 6　設計図書の照査が十分で，現場との相違があった場合は監督職員と協議するなど，適切に対応している。 7　施工上の課題となる条件（作業環境，気象，地質条件等）があった場合には適切な対応を図っている。 8　下請の施工体制，施工状況を把握し，技術的な指導を行っている。 9　主任技術者又は監理技術者が，明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 10　作業に必要な作業主任者（労働安全衛生法）及び専門技術者（建設業法）を選任し，適正に配置している。 11　その他（　　） 0 ／ 10　0% d　0				□ 現場代理人等の技術者配置が不備で，監督職員から，文書により改善指示を行った。 □ 専門技術者が配置されていない。 上記該当が1項目でもあれば ⇒ d 上記該当が2項目あれば ⇒ e

（Ⅰ．施工体制一般）		（Ⅱ．配置技術者）		
		該当項目が90%以上	⇒ a	① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上	⇒ b	該当項目が80%以上90%未満	⇒ b	② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満	⇒ c	該当項目が60%以上80%未満	⇒ c	③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
該当項目が60%未満	⇒ d	該当項目が60%未満	⇒ d	④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－2

考査項目	細　別			a	b	c	d	e
					施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理 d			「評価対象項目」				
		*	□	1　契約書第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い,監督職員の確認を受けて施工がなされている。				□ 設計図書と適合しない箇所があり，文書により改造請求を行った。
		*	□	2　施工計画書と現場施工方法が一致している。（施工計画書の施工方法の記載が省略されている場合は，一般的な施工方法と現場施工方法が一致している。）				□ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
		*	□	3　施工計画書と現場の施工体制等が一致している。				
		*	□	4　施工計画書の内容が，設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。				□ 定められた工事材料の検査義務を怠り，破壊検査を行った。
		*	□	5　施工計画に変更があった場合，施工前に書面（変更施工計画書，工事打合せ簿等）で監督職員へ提出されている。				
		*	□	6　工事材料の調達計画，仕様及び保管が適切になされている。				
		*	□	7　品質確保のための対策が見られる。				□ 設計図書に基づく施工上の義務につき，監督職員から文書により改善指示を行った。
		*	□	8　日常の出来形管理が適宜，的確に行われている。				
		*	□	9　日常の品質管理が適宜，的確に行われている。				
		*	□	10　現場内での整理整頓（重機，資材，飲食ゴミ，吸殻等）が日常的になされている。				
		*	□	11　工事記録写真等が適切に整理されている。				上記該当が1項目でもあれば ⇒ d
		*	□	12　現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。				上記該当が2項目以上あれば ⇒ e
		*	□	13　立会確認，段階確認等の手続きが，適宜，的確になされている。				
		*	□	14　材料受入検査，品質証明，工事打合せ簿，工事日誌等の工事記録の整備が適宜，的確になされている。				
		*	□	15　建設廃棄物及びリサイクルへの取組みが適切になされている。				
		*	□	16　工事全体で，使用機械・車両等で，低騒音型機械を使用している。				
		*	□	17　工事全体で，使用機械・車両等で，排出ガス対策機械を使用している。				
			□	18　その他（　　）				
				0 ／ 17　0%			d	0

該当項目が80%以上　⇒ b
該当項目が60%以上80%未満　⇒ c
該当項目が60%未満　⇒ d

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－3

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
			工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

2. 施工状況

Ⅱ. 工程管理　　d

「評価対象項目」

*	1	フォローアップ（確認，見直し）等を実施し，適切な工程管理を行っている。
*	2	時間制限，交通規制等の各種制約があるにもかかわらず，円滑な作業が行われている。
*	3	現場条件変更への対応が積極的で処理が早く，また地元及び関係機関との調整を積極的に行い，円滑な工事進捗を行った。
*	4	工程表の内容が検討され，分かりやすく充実している。
*	5	計画工程以外の時間外作業や休日等の作業がほとんど無く，工期（必要工事日数）内に完成した。
*	6	現場での工程管理が詳細工程表やパソコン等を用いて，日常的に把握されている。
	7	その他（　　）

0 ／ 6　0%

d

□ 自主的な工程管理がなされず，監督職員から文書により改善指示を行った。

上記に該当すれば ⇒ d

□ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（ただし，改善指示による場合を除く）

上記に該当すれば ⇒ e

Ⅲ. 安全対策　　d

安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

「評価対象項目」

*	1	災害防止（工事安全）協議会等を設置し，1回／月以上活動し，記録が整備されている。
*	2	店社パトロールを実施し，記録が整備されている。（労働安全衛生法により，店社安全衛生管理者の選任が義務づけられている工事にのみ適用）
*	3	各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または，受けた事項について，速やかに改善を図り，かつ関係者に改善報告をしている。
*	4	安全教育・訓練等を4時間／月以上適宜，的確に実施し，記録が整備されている。
*	5	安全パトロール，TBM（ﾂｰﾙﾎﾞｯｸｽﾐｰﾃｨﾝｸﾞ），KY（危険予知活動）等を実施し，記録を整備している。
*	6	新規入場者教育を実施し，実施内容に現場の特性が十分反映され，記録が整備されている。
*	7	過積載防止に取り組み，過積載の疑いがない。
*	8	使用機械，車両等の点検整備がなされ，管理されている。
*	9	重機操作に際して，誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
*	10	山留め,仮締切等について，設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
*	11	足場や支保工について，組立完了時や使用中の点検及び管理がﾁｪｯｸﾘｽﾄ等を用いて実施されている。
*	12	工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり，よく整備されている。
	13	その他（　　）

0 ／ 12　0%

d

□ 安全対策または防災対策が不適切であった。

上記に該当すれば ⇒ d

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記に該当すれば ⇒ e

該当項目が90%以上	⇒ a	① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満	⇒ b	② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満	⇒ c	③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
該当項目が60%未満	⇒ d	④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－4

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
			対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係 d		「評価対象項目」 ＊ □ 1　工事施工にあたり，関係官公庁等の関係機関と調整を行い，トラブルの発生がない。 ＊ □ 2　工事施工にあたり，地元との調整を適切に行い，トラブルの発生がない。 ＊ □ 3　第三者からの苦情が無かった。または，苦情に対して的確に対応し，良好な対外関係であった。 ＊ □ 4　関係機関や地元等との交渉・協議等の内容が記録・整理され，適宜，監督職員に報告されている。 ＊ □ 5　関連工事との調整を行い，関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 □ 6　その他（　　） 0 ／ 5　0% d □				□ 受注者の対応による苦情が多い，又は対応が悪くトラブルがあった。 □ 関係法令に違反する恐れがあったため，監督職員から文書により指示を行った。 上記該当が1項目でもあれば ⇒ d □ 関連工事との調整に関して，発注者の指示に従わなかったため，関連工事を含む工事全体の進捗に支障が出た。 上記に該当すれば ⇒ e

該当項目が90%以上　⇒ a
該当項目が80%以上90%未満　⇒ b
該当項目が60%以上80%未満　⇒ c
該当項目が60%未満　⇒ d

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－5

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	Ⅰ．出来形		□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足したうえで，規格値に対するバラツキの範囲及び下記「評価対象項目」の該当数により判断する。	□	□	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足せず，規格値を越えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足せず，規格値を越えるものがあり，バラツキが大きく出来栄えが悪い。 □ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

① 出来高の評定は，工事全般を通したものとする。
② 出来形とは，設計図書に示された工事目的物の寸法である。
③ 出来形管理とは，「高知県建設工事技術管理要綱」出来形管理基準及び規格値を準用し，測定項目，規格値及び測定基準に基づき，工事目的物の寸法を確保する管理体系である。
④ バラツキが規格値50％又は80％以内の場合は，評価対象項目による評価を追加して評価する。
⑤ バラツキの考え方は別図参照。

【ばらつき】

□ 1　50％以内
□ 2　80％以内
□ 3　規格値内

【バラツキが規格値の50％又は80％以内の場合の評価対象項目】

□ 1　自社の出来形管理基準を適切に設定管理し，出来形測定値がもれなく適正に記録されている。
□ 2　出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ 3　出来形に関する写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 4　出来形に関する写真が適切，効果的に撮影されている。
□ 5　出来形測定が適切な時期に実施されている。
□ 6　その他（　　）

規格値に対するばらつきの程度	50％以内	80％以内
4項目以上該当 ･････････	a	b
2項目以上該当 ･････････	b	b
1項目以下 ･････････････	c	c
	□ c	□ c

工事成績採点の考査項目別採点表　（一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－6

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
	Ⅱ． 品　質		□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが規格値50％以内である。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが規格値80％以内である。	□ 品質関係の試験結果が，試験基準を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，試験基準をこえるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
	□		① 品質の評定は，工事全般を通したものとする。 ② 品質とは，設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは，「高知県建設工事技術管理要綱」品質管理基準を準用し，試験項目，規格値及び試験基準に基づき，工事目的物の品質規格を確保するための管理体系である。 ④ バラツキの考え方は別図参照。 ⑤ 試験結果の打点数等が少なくバラツキの判断が出来ない場合は，別紙の工種から評価対象項目により評価する。 （様式6－1－6 ～ 6－1－19）				

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－7

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ．品　質	コンクリート構造物工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
			「評価対象項目」 1 配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 2 コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 3 施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時の バイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。 4 型枠，支保工の取り外し時のコンクリート強度が適切に管理されている。 5 鉄筋の規格がミルシートで確認でき，かつ，コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正である。 6 打継ぎ目処理（打継ぎ目位置選定，レイタンス等除去，目地設置等）を適切に行っている。 7 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が，試験値で確認できる。 8 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 9 圧接作業に当たり，作業員の技量確認を行っている。 10 スペーサーの材質が適正で，かつ適切に配置し，鉄筋のかぶりを確保している。 11 その他（　　） 0 ／ 0　######			※ コンクリート構造物のクラック 1． 進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2． 進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	
		##				□	□
	土工事 切土 盛土 築堤等工事 c		「評価対象項目」 1 雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施している。 2 段切等が，施工前に適切に行われている。 3 置換えのための掘削を行うにあたり，掘削面以下を乱さないように施工している。 4 締固めを，適切な条件で施工している。 5 芝付け又は種子吹きつけ等を，適切に行っている。 6 構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。 7 土羽土の土質が適正である。 8 CBR試験等の品質管理に必要な試験を行っている。 9 法面に有害なクラックや損傷面がない。 10 その他（　　） 0 ／ 0　######			□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		##				□	□

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

バラツキが少なく，該当項目が80%以上 ⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満 ⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が60%未満 ⇨ c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 [ ] に*印を記入し，評価する場合は右 [ ] に*印を記入する。

評定様式第6号－1－8

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ．品　質	護岸・根固・水制工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	[ ] 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 [ ] 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	[ ] 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 [ ] 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
			「評価対象項目」 1 施工基面が平滑に仕上げられている。 2 裏込材，胴込めコンクリートの充填又は締め固めが充分で，空隙が生じていない。 3 緑化ブロック，石積（張），法枠，かごマット等で，材料のかみ合わせ又は連結が適切で，裏込材の吸い出しの恐れがない。 4 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 5 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が適切である。 6 植生工で，植生の種類・品質・配合・施工後の養生が適切である。 7 根固工・水制工・沈床工・捨石工等で，材料の連結又はかみ合わせが適切である。 8 コンクリートブロック等を損傷無く設置している。 9 その他（　　） 0 ／ 0　######			※ コンクリート構造物のクラック 1． 進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2． 進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	
		##					
	※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する バラツキが少なく，該当項目が80%以上 ⇨ a バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満 ⇨ b バラツキが少なく，該当項目が60%未満 ⇨ c ① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する ③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数 ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする					
	鋼橋工事 RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	[ ] 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 [ ] 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	[ ] 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 [ ] 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
			「評価対象項目」 ［工場製作関係］ 1 鋼材の種別を，品質を証明するミルシート又は現物により照合し，確認されている。 2 溶接作業に当たり，作業員の技量確認を行っている。 3 溶接の品質管理が適切に実施されている。 4 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）。 5 素地調整の場合，第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装をしていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 ［架設関係］ 1 ボルトの締め付け確認が実施され，適切に記録が保管されている。 2 ボルトの締付機，測定機器のキャリブレーションを実施している。 3 支承の据付で，コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき，仕上げ面に水切り勾配がついている。 4 現場塗装前処理が適切で，塗装禁止条件（気温，湿度，風速等）が守られて施工している。 5 伸縮装置の据付は，設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう決定している。 6 架設にあたっては，部材の応力と変形等を十分検討し，継手部のすき間等が適性が保たれている。				
		0					
	※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。 バラツキが少なく，該当項目が10項目以上 ⇨ a バラツキが少なく，該当項目が8項目以上 ⇨ b バラツキが少なく，該当項目が7項目以下 ⇨ c					

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－9

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	砂防構造物工事及び地すべり防止工事		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別			「評価対象項目」 ［共　通］			□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ．品　質	（集水井戸工事を含む）	□ □	1　配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。			上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		□ □	2　コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。				
		□ □	3　施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。				
		□ □	4　型枠，支保工の取外し時のコンクリート強度が，適正に管理されている。				
		□ □	5　打継ぎ目処理（打継ぎ目位置選定，レイタンス等除去，目地設置等）を適切に行っている。				
	c	□ □	6　地山との取り合わせが適切に行われている。			※ コンクリート構造物のクラック 1．進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2．進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	
		□ □	7　鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。				
		□ □	8　その他（　　）				
			［砂防構造物工事に適用］				
		□ □	1　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。				
		□ □	2　鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。				
		□ □	3　施工基面が平滑に仕上げられている。				
		□ □	4　アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□ □	5　ボルトの締付確認が実施され，適切に記録が保管されている。				
		□ □	6　ボルトの締付機，測定機器のキャリブレーションを実施している。				
		□ □	7　その他（　　）				
			［地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用］				
		□ □	1　アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□ □	2　ライナープレートの組立にあたり，偏心と歪みに配慮し，施工を行っている。				
		□ □	3　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。				
		□ □	4　集・排水ボーリング工の方向，角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。				
		□ □	5　その他（　　）				
			0 ／ 0　######				
			##			□	□

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

バラツキが少なく，該当項目が80%以上	⇨ a	① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満	⇨ b	② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
バラツキが少なく，該当項目が60%未満	⇨ c	③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
		④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 該当する項目の　　に*印を記入する

評定様式第6号－1－10

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え	舗装工事		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別			「評価対象項目」 ［路床，路盤工関係］			□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ. 品　質	c	□ □	1　施工に先立ち，CBR値を測定する等，適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。			上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		□ □	2　路床及び路盤のプルーフローリングを行っている。				
		□ □	3　路床及び路盤工の密度管理が，仕様書を満足している。				
		□ □	4　路盤の安定処理は，材料が均一になるよう施工している。				
		□ □	5　路盤の施工に先立ち，路床面，下層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工している。				
		□ □	6　路床盛土において，一層の仕上がり厚を20cm以下とし，各層ごとに締め固めて施工している。				
		□ □	7　その他（　　）				
			［アスファルト舗装工関係］				
		□ □	1　混合物の品質が，材料使用承諾書又は事前審査制度の証明書類により適切な規格が確認できる。				
		□ □	2　舗装工の施工に先立ち，上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工している。				
		□ □	3　混合物の温度管理が，プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で記録・整理されている。				
		□ □	4　舗設後の交通開放が，定められた条件を満足している。				
		□ □	5　各層の継目の位置が，仕様書に定められた数値以上であることが確認できる。（単層の場合は，継目や構造物との接合面処理が適切に行われている）				
		□ □	6　目地の処理が，仕様書に定められたとおりであることが確認できる。				
		□ □	7　気象条件に適した混合物の運搬方法，舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。				
		□ □	8　その他（　　）				
			［コンクリート舗装工関係］				
		□ □	1　配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。				
		□ □	2　舗装工の施工に先立ち，上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工している。				
		□ □	3　コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。				
		□ □	4　施工条件及び気象条件に適した運搬時間，打設方法，養生方法等を適切に行っている。				
		□ □	5　チェアー，タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。				
		□ □	6　その他（　　）				
			0 ／ 0　######			## □	□

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

バラツキが少なく，該当項目が80%以上 ⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満 ⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が60%未満 ⇨ c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 該当する項目の　　に*印を記入する

評定様式第6号－1－11

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え	法面工事		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別			「評価対象項目」				
Ⅱ. 品　質	c		［共　通］				
			1　法面の浮石やゴミ等が除去され，施工基面が平滑に仕上げられている。			監督職員が，文書で改善指示を行った。	契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。
			2　盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう締め固めを十分行っている。				
			3　雨水による崩壊が起こらないように，湧水・排水対策を実施している。				
			4　使用する材料の種類，品質，配合等が仕様書等を満足している。			上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
			5　その他（　　）				
			［種子吹付工，客土吹付工，厚層基材吹付工，植生シート，マット工関係］				
			1　土壌試験を実施し，施工に反映している。				
			2　ネット等の重ね幅が10cm以上確保され，破損が生じていない。				
			3　吹付厚さが均等である。また，必要な場合，2層以上に分けて行っていることが確認できる。				
			4　施工時期が定められた条件を満足している。				
			5　ネット等が適切に法面に定着している。（発芽確認等）				
			6　水分補給，日照等の地域条件を種子材料等の選定に反映している。				
			7　植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。				
			8　地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。				
			9　その他（　　）				
			［コンクリート又はモルタル吹付工関係］				
			1　金網等の重ね幅が10cm以上確保され，破損が生じていない。				
			2　吹付厚さが均等である。また，必要な場合，2層以上に分けて行っていることが確認できる。				
			3　圧縮強度試験に使用した供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。				
			4　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料が適切に処理されている。				
			5　水抜きパイプが適切に配置されている。				
			6　その他（　　）				
			［現場打法枠工関係］				
			1　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。				
			2　現場養生が仕様書を満足するよう実施されている。				
			3　圧縮強度試験に使用した供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。				
			4　枠内に空隙がないことが確認できる。				
			5　層間に，剥離がないことが確認できる。				
			6　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料が適切に処理されている。				
			7　その他（　　）				
			0 ／ 0	#DIV/0!	##		

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

バラツキが少なく，該当項目が80%以上 ⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満 ⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が60%未満 ⇨ c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－12

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	基礎工事 (地盤改良等含む)		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない ※　バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別			「評価対象項目」 ［杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒，場所打，深礎等）］ 1　杭に，損傷及び補修痕がない。			□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ．品　質	c		2　杭の施工，打止め管理方法（支持層の確認及び支持層への根入れ長含む）等が整備され，かつ記録が確認できる。 3　水平度，安全度，鉛直度等が仕様書を満足している。 4　コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 5　施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。 6　材料の規格が品質証明書等（ミルシート等）で確認できる。 7　鉄筋の加工・組立及びコンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正である。 8　溶接の品質管理に関して，仕様書を満足している。 9　場所打ち杭について，トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 10　掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度，比重等が適切に管理されている。 11　スペーサーの材質が適正で品質が確認でき，配置や鉄筋かぶり等が適切である。 12　ライナープレートの組立にあたって，偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 13　裏込材注入の圧力等が，施工記録により確認できる。 14　その他（　　）			上記に該当すれば　⇒　d	上記に該当すれば　⇒　e
			［地盤改良関係］ 1　施工箇所が均一に攪拌混合・改良等され，必要な強度及び支持力を確保している。 2　改良材の管理記録が整理され，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3　セメントミルクの比重，スラリー噴出量，強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 4　サンドドレーン，ペーパードレーン工法において，材料の使用量が記録により確認できる。 5　その他（　　）				
			0 ／ 0　#DIV/0!			##	

※　試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。

バラツキが少なく，該当項目が80%以上　⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満　⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が60%未満　⇨ c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－13

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
	コンクリート橋工事 (PC・RCを対象) c		「評価対象項目」				
		□ □	1　配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。			□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
		□ □	2　コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。				
		□ □	3　施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。			□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
		□ □	4　型枠・支保工の取外し時のコンクリート強度が，適正に管理されている。			上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		□ □	5　鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。				
		□ □	6　鉄筋の引張り強度・曲げ強度が，試験値で確認できる。				
		□ □	7　プレテンション桁の購入にあたって，品質証明等により適正な品質が確認できる。				
		□ □	8　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。				
		□ □	9　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っている。				
		□ □	10　スペーサーの品質が適正であることが確認でき，適切に配置し，鉄筋のかぶりを確保している。			※ コンクリート構造物のクラック	
		□ □	11　支承の据付で，コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき，仕上げ面に水平勾配がついている。			1.　進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2.　進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	
		□ □	12　プレビーム桁のプレフレクション管理が実施されている。				
		□ □	13　装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。				
		□ □	14　PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理が適切に実施されている。				
		□ □	15　プレストレッシング時のコンクリート強度が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□ □	16　構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。				
		□ □	17　伸縮装置の据付けは，施工時の気温を考慮し，設計時の標準温度で，橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行っていることが確認できる。				
		□ □	18　その他（　　）				
			0 ／ 0　######				
			##			□	□

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。

バラツキが少なく，該当項目が80%以上	⇨ a	① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満	⇨ b	② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
バラツキが少なく，該当項目が60%未満	⇨ c	③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
		④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 該当する項目の　　に*印を記入する

評定様式第6号－1－14

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ. 品　質	塗装工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
			「評価対象項目」 1 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）。 2 ケレン（素地調整）が入念に実施されていることが確認できる。 3 施工時の天候，気温及び湿度等の条件が整理・記録され，塗装作業に反映している。 4 塗料を使用前に攪拌し，容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 5 塗膜に有害な付着物がない。 6 塗料の空缶管理が，写真等で確実に確認できる。 7 塗り残し，ながれ，しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 0				
	造園（植栽）工事 c		「評価対象項目」 1 土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し，施工に反映している。 2 活着管理が適切に行われている。 3 植木等に損傷，はちくずれ等がなく，保護養生が適切に行われている。 4 植木等の生育に害のある害虫等が除去されている。 5 余剰枝の剪定，整形その他必要な手入れが行われている。 6 肥料が，直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 7 植生する樹木に応じて，適切な植穴を掘り，植穴底部を耕していることが確認できる。 0			品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。
バラツキが少なく，該当項目が6項目以上　⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が5項目　⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が4項目以下　⇨ c

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－15

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	下水道工事－a		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※　バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別			「評価対象項目」 ［管　渠　工－開削等］				
Ⅱ．品　質		□ □	1　使用材料は，品質証明書等を提出し，品質確認を受けた後，使用している。				
		□ □	2　管に，漏水・クラック・偏平等がない。				
		□ □	3　管の接合が，設計図書の規定どおり適切に行われていることが確認できる。			□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。
		□ □	4　管の布設は，方向・勾配等が適切であり，不陸・偏心等のないことが確認できる。				
		□ □	5　その他（　　）				
			［マンホール工］			上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		□ □	1　使用材料は，品質証明書等を提出し，品質確認を受けた後，使用している。				
		□ □	2　マンホールブロックは，躯体コンクリートと内面が一致し垂直に据えつけられていることが確認できる。				
		□ □	3　各マンホールブロックの接合部は，砂利・砂・ゴミ等を取り除き，水密に仕上げられていることが確認できる。				
		□ □	4　マンホール天端は，道路又は敷地の表面勾配に合致するよう仕上げられている。				
		□ □	5　マンホールのモルタル使用箇所は，内外面から仕上げを行い，漏水のないことが確認できる。				
		□ □	6　マンホール底部のインバート仕上げは，滑らかに仕上げられていることが確認できる。				
		□ □	7　その他（　　）				
			［補助地盤改良工（薬液注入等）］				
		□ □	1　工事着手前に，使用材料の品質証明書・試験成績表を提出し，材料確認を受けてから施工している。				
		□ □	2　使用済み材料は，材料数量証明書が提出され，設計図書の規程どおりの数量であることが確認できる。				
		□ □	3　工事着手前に，工法確認を受けてから施工している。				
		□ □	4　設計図書で規程した範囲の改良について，予定通りの改良効果が確認できる。				
		□ □	5　周辺の構造物や地盤に影響を与えていないことが確認できる。				
		□ □	6　周辺の河川及び井戸等について，影響を与えていないことが確認できる。				
		□ □	7　注入圧力の記録紙（チャート紙）は，発注者の検印のあるものを用い，切断せずに1ロールごとに提出している。				
		□ □	8　その他（　　）				
			［推進工－推進工事・セミシールド各工種共通］				
		□ □	1　使用材料は，品質証明書等により設計図書で規程した品質を満足していることが確認できる。				
		□ □	2　使用材料は，品質確認を受けた後，使用していることが確認できる。				
		□ □	3　管材料には，変形や表面に傷にないことが確認できる。				
		□ □	4　設計図書に規程する，管渠勾配・法線が確保されていることが確認できる。				
		□ □	5　推進法線上の地盤沈下について，沈下量の管理を行い，最小限の沈下にとどめていることが確認できる。				
		□ □	6　推進推力について管理を行い，予定以上の負荷をかけていないことが確認できる。				
		□ □	7　管の接合にあたり，接合部の水密性が保たれていることが確認できる。				
		□ □	8　推進工法による地中への空隙発生の有無について，常に管理していることが確認できる。				
		□ □	9　その他（　　）				
			［作泥注入工－推進工事・セミシールド各工種共通］				
		□ □	1　作泥注入工は，品質確認を受けた後，使用していることが確認できる。				
		□ □	2　作泥注入工は，設計図書に規程する規格を満足し，事前に確認を受けている。				
		□ □	3　作泥注入工は，設計図書どおり確実に実施されていることが確認できる。				
		□ □	4　その他（　　）				

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－16

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	下水道工事－b		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※　バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。		
細　別 Ⅱ．品　質			「評価対象項目」 ［裏込注入工－推進工事・セミシールド各工種共通］ 1　裏込注入工は，品質確認を受けた後使用していることが確認できる。 2　裏込注入工は，設計図書に規程する規格を満足し，事前に確認を受けている。 3　裏込注入工は，設計図書どおり確実に実施されていることが確認できる。 4　その他（　　）				
			［仮設工－推進工事・セミシールド各工種共通］ 1　設計図書で規程した場合について，規程した品質・規格以上の仮設材料（土留・支保材等）を使用していることが確認できる。 2　設計図書で規程した場合について，規程した仮設の配置（立坑の大きさ・切梁の配置等）を使用していることが確認できる。 3　立坑周辺の地盤に，沈下等の影響を与えていないことが確認できる。 4　設計図書で，仮設材の残置を規定した場合について，規程した数量以上や規程外の仮設材の残置を行っていないことが確認できる。 5　その他（　　）				
	c		［シールド工事］ 1　材料の品質規格証明書が整備されている。 2　シールド機が，仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 3　セグメントが，仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 4　セグメントに，損傷及び補修痕がない。 5　日々の掘進管理は，集中管理装置により常に計測管理され，かつ記録の確認が出来る。 6　セグメント組立時に，目違い・異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い，所定のトルクでボルトが締付けられていることが確認できる。 7　セグメント組立後，真円保持装置を使用し，形状確保に努めている。 8　セグメント継手面シール等の防水工が，仕様書に基づき適切に施工され，漏水がない。 9　施工後のコンクリート系セグメントに，クラックの発生及び欠けがない。 10　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 11　スチールフォーム等の取り外しに関して管理がされている。 12　施工に先立ち配合設計を行い，コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 13　コンクリートの現場養生が，仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 14　二次覆工コンクリートにクラックの発生がない。 15　その他（　　）				
			［その他工種］ 1　使用材料（部品・単体品）は，工事着手前に試験成績書・品質証明書等が提出され，設計図書で規程された品質・形状等の規格を満足することが確認できる。 2　設計図書で規程する方法で，適正に施工されていることが確認できる。 3　設計図書で定められている品質管理が，適正に実施されていることが確認できる。 4　その他（　　）				
			0 ／ 0　######		##		

※　試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

バラツキが少なく，該当項目が80%以上　⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満　⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が60%未満　⇨ c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－17

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	水路等コンクリート二次製品設置工事		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別			「評価対象項目」 ［共　通］			□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ．品　質	c	□ □	1　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。			上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		□ □	2　材料等の品質証明書等が整備されている。				
		□ □	3　材料に破損や補修痕がない。				
		□ □	4　基礎地盤の整形，清掃，湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。				
		□ □	5　二次製品の保管，吊り込み，据付け等に十分な注意を払っていることが確認できる。				
		□ □	6　土留め，ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。				
		□ □	7　その他（　　）				
			［擁壁類（補強土擁壁は除く）］				
		□ □	1　胴込コンクリート，裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。				
		□ □	2　基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。				
		□ □	3　材料の連結または，かみ合わせが適切である。				
		□ □	4　端部における地山とのすりつけが適切である。				
		□ □	5　丁張りを2重，3重に設けるなど，法勾配，裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。				
		□ □	6　水抜き孔が適切に設けられ，裏込め材の流出防止措置がされている。				
		□ □	7　擁壁背面等の盛土，埋戻しの締固めが適正に行われていることが確認できる。				
		□ □	8　その他（　　）				
			［用排水施設］				
		□ □	1　位置，方向，高さ，勾配等について，前後の施設又は地形になじみよく施工されている。				
		□ □	2　不等沈下防止に配慮して，基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。				
		□ □	3　呑口，吐口，集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。				
		□ □	4　施設の流末は侵食，滞留等が生じないよう処理されている。				
		□ □	5　不等沈下の発生が無く，基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。				
		□ □	6　継目部の目地モルタル等が適切に施工されている。				
		□ □	7　製品周辺の盛土，埋戻しの施工にあたり，巻出し，転圧が適切に施工されている。				
		□ □	8　製品の継目部には，隙間，ズレがなく，適切に施工されている。				
		□ □	9　その他（　　）				
			0 ／ 0　######				
			##			□	□

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第6号－1－18

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
	管路工事 ガス・水道工事等 c		「評価対象項目」 1　掘削断面に崩壊，過堀が無く，施工基面が平滑に仕上げられている。 2　管及び付属品（制水弁，空気弁等）の接合が，適正である。 3　材料の品質証明書等が整備されている。 4　中心線の通りが良い。 5　仕様書等による条件により締固めが適切に施工されており，沈下等がみられない。 6　舗装復旧が仕様書等による条件で実施されており，既設舗装との段差がなく，仕上がり状態がよい。 7　管の吊り込み，据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8　附属構造物の施工が適切である。 9　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 10　その他（　　） 0 ／ 0　######			□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
			##			□	□

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

バラツキが少なく，該当項目が80%以上 ⇨ a

バラツキが少なく，該当項目が60%以上80%未満 ⇨ b

バラツキが少なく，該当項目が60%未満 ⇨ c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数。

④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］ 該当する項目の　□　に*印を記入する

評定様式第6号－1－19

考査項目	工　種		a	b	c	d	e
3．出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ．品　質	防護柵・標識・区画線等設置工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。 ※ バラツキの判断は別紙参照		品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足し，a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第17条第2,第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
			「評価対象項目」 ［共　通］ □ 1　防護柵設置要綱，視線誘導標設置基準，道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し，規格値を満足している。 □ 2　品質証明書等が整備され，材料等の品質が的確に確認できる。 ［防護柵・標識類］ □ 1　材料や構造物の保守管理が適切に行われ，変形，破損，有害な傷がない。 □ 2　接合部の処理方法や連結かみあわせ，緊張が適正で，適切に施工されていることが確認できる。 □ 3　基礎部の埋戻し又は定着が適切に行われていることが確認できる。 ［区画線］ □ 1　ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が10％程度以下である。 □ 2　塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 3　溶融式，高視認性区画線の施工では，常に適正温度で塗布できるよう，溶融槽の温度管理がされていることが確認できる。 0				
	解体工事 c		「評価対象項目」 □ 1　解体工法・手順に創意工夫が見られる。 □ 2　施工計画書に定められた解体計画により管理されている。 □ 3　廃材の分別・保管に創意工夫がある。 □ 4　管理記録が整備されている。 □ 5　不可視部分の写真記録が適切である。 □ 6　有害物の処理が適切になされている。 0				
	その他工事 c		「評価対象項目」 □ 1　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 2　材料の品質規格証明書が整備されている。 □ 3　その他 （ □ 4　その他 （ □ 5　その他 （ 0			□	□

※ 試験結果の打点数等が少なく，バラツキの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する

防護柵・標識・区画線等設置工事の場合	解体工事の場合	その他工事の場合
バラツキが少なく，該当項目が4項目以上 ⇨ a	バラツキが少なく，該当項目が5項目以上 ⇨ a	バラツキが少なく，該当項目が4項目以上 ⇨ a
バラツキが少なく，該当項目が3項目 ⇨ b	バラツキが少なく，該当項目が4項目 ⇨ b	バラツキが少なく，該当項目が3項目 ⇨ b
バラツキが少なく，該当項目が2項目以下 ⇨ c	バラツキが少なく，該当項目が3項目以下 ⇨ c	バラツキが少なく，該当項目が2項目以下 ⇨ c

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左□に*印を記入し，□に○印を記入する。

評定様式第6号－1－20

考査項目	細別	対応事項	［事例］具体的な施工条件等への対応事例
4－1. 工事特性	施工条件等への対応	■施工規模の大きさへの対応 □1 対象構造物の高さ・延長・施工（断）面積・施工深度等の規模 □2 その他（　　）	［施工規模が大規模］下記の該当する項目が，特殊性への対応で評価できる場合 □ 切土，盛土工　15万㎥<V □ 護岸，築堤高　10m<H □ トンネル（シールド）　10m<φ □ 樋門，樋管　15㎡<A □ 揚排水機場　2000mm<φ □ ダム用水門　<設計水深25m □ トンネル（開削工法）　20m　<H □ トンネル（NATM）内空断面積　85㎡<A □ トンネル（沈埋工法）　300㎡<A □ 防波堤，岸壁，海岸堤防，護岸，突堤，離岸堤，　水深　10m　<H □ 砂防ダム　30m<H □ 浚渫工　100万㎥<V □ 流路工　500㎥<Q □ 橋梁上部工　最大支間長100m<L □ 転流トンネル　400㎥/S<Q □ 橋梁下部工　高さ　30m<H □ ダム高　150m<H □ 堰，水門　最大径間長25m以上　又は径間数3径間以上　又は50㎡／門 □ 地滑り防止工　100m<W又は150m<L
		■構造物固有の難しさへの対応 □3 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） □4 対象構造物の耐震レベル（建築） □5 既設構造物の補強，撤去等特殊な工事 □6 その他（　　）	□ 地山の強度が低い。また土被りが薄いためFEM解析等の施工のための検討が必要な工事 □ 砂防工事等で現地調査に基づき，現地合わせの再設計と施工が必要な工事 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事 □ 供用中の道路トンネルの活線拡幅工事等 □ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術，新工法を採用した工事 □ パイロット工事　又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 □ その他，コンピューターシュミレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等
		■技術固有の難しさへの対応 □7 工種及び工法の特殊性 □8 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □9 その他（　　）	□ 特殊な設備システムを採用した工事 □ VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合 □ 構造物固有の難しさ，技術固有の難しさへの対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事 □ 浚渫土砂の長距離土捨て，大型ケーソン等の長距離回航，大型作業船を駆使する工事 □ 沈埋トンネルの製作・築造で高度な技術を要する工事。特殊ケーソンの製作工事 □ 大空間のホール等を有する工事 □ 研究所等，特殊設備・機能を有する工事 □ 建築工事で，官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において，1類及びA類に属する工事 □ 電気設備工事で，官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において，甲類に属する工事 □ 機械設備工事で，官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において，甲類に属する工事 □ 耐震及び免震構造の工事 □ 敷地内又は周辺部の工作物，配管・配線等の大規模な移設，切り回しを行った工事 □ 仮設備等を設け，配管・配線等の盛り替え等を必要とする改修工事 □ 休日・夜間工事が工程の60％を占める改修工事 □ その他，構造物固有の難しさ，技術固有の難しさへの対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左□に*印を記入し，□に○印を記入する。

評定様式第6号－1－21

考査項目	細別	対応事項	［事例］具体的な施工条件等への対応事例
4－2. 工事特性	施工条件等への対応	■厳しい自然・地盤条件への対応 □10 湧水の発生，地下水の影響（地盤掘削時） □11 軟弱地盤，支持地盤の状況 □12 河川内，海域，急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □13 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □14 地滑り等の地盤条件，急流河川での水流，海域での潮流等の影響，動植物等に対する配慮等 □15 その他（　　）	［事例：自然及び地盤条件への対応工法等］ □河川内の橋脚工事等で，地下水位が高く，ウエルポイント等の排水設備の他，大規模な山留め工法が必要な工事 □支持地盤の形状が複雑なため，深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他，支持地盤を確認しながら再設計した工事 □軟弱地盤上の緩速盛土のため，施工不可能日（待ち時間）が多く，施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事 □急峻な地形のため，作業構台や作業床の設置が制限される工事　又は命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） □斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため，工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に施工した工事 □港湾，海岸，海上及び河川内のため，波浪等の影響で不稼働日が多く，主に作業船や台船を使用する工事 □潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため，施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事 □波浪や水位変動が大きいため，作業構台等を設置した工事。また，作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事 □冬期施工のため，大規模な雪寒冬囲いをする必要があり，冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 □施工ヤードが狭く，高さ制限もあり，施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事
		■都市部等の作業環境，社会条件等への対応 □16 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □17 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □18 周辺住民等に対する騒音，振動等の配慮 □19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □20 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約，路面覆工下・高架下の作業スペース制約 □21 現道上で，特に交通規制及びその処理が伴う作業 □22 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策，廃棄物処理等 □23 工事区域，周辺の航行船舶への配慮 □24 その他（　　）	［事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等］ □横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で，ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事 □鉄道営業線及び供用中道路と交差する跨線橋又は跨道橋工事 □市街地等の家屋密集地での，鉄道又は道路をアンダーパスする工事 □市街地での夜間工事 □DID地区での工事 □供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事 □供用中の道路での舗装及び修繕工事等 □供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事 □支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり，工程の遅れを生じ，回復に機械・人員等の増強を行った工事 □工事期間中の大半にわたって，規制標識類の設置・撤去を日々行い，交通開放を行った工事 □地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 □工事の実施にあたり，各種の制約があり，工程的にも特に厳しく，施工の制限を受けた工事 □工事に先立ち又は施工中で，監視・監督等の結果に基づき，工法変更を行った工事 □環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 □一般船舶の航行が多く，工事実施にあたり，関係機関等との調整及び施工上の関係が多い工事 □施工区域，施工ヤードが狭く，高さ制限もあり，施工及び船舶，機械の稼働や旋回等に制約を受けた工事 □大気圧を越える気圧下の作業室での工事 □酸欠，有毒，可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事 □工程上，他工事の制約を受け，船舶，機械，人員の増強を行った工事 □大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事 □特に困難な調整を要する他工事（近接地区）の受注者が複数ある工事 □外来者の多い施設で，作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □その他，周辺環境又は社会条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事
		■施工現場での対応 □25 災害等での臨機の措置 □26 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □27 その他（　　）	

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左□に*印を記入し，□に○印を記入する。

評定様式第6号－1－22

考査項目	細　別	対応事項	［事例］具体的な施工条件等への対応事例
4－3. 工事特性	施工条件等への対応	■その他 □28　その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する必要がある事項	［その他］ □　その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する技術
	対応事項評価 ［*印を付した対応事項について，評価内容を詳細記述］	□点 ※　対応事項は，加点評価とする。 ※　加点は，13～0点の範囲とする。 ※　該当事項数の数と重みを勘案して評価する。 ※　1項目2点を目安とするが，内容によってはそれ以上又は以下の点数を与えてもよい。	［対応事項の詳細評価］

※1　工事特性は，当該工事特有の難度の高い条件（各対応事項の内容）について適切に対応したことを評価する項目である。なお，「創意工夫」との二重評価はしない。

※2　詳細評価の記述にあたっては，所属長との合議とし，各考査項目は対応事項で大分類し，評価する内容を記述する。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左□に*印を記入し，■に○印を記入する。

評定様式第6号－1－23

考査項目	細別	工夫事項	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5－1. 創意工夫 ［軽微なもの］	創意工夫	**■準備・後片付け関係**					
		□ 1.　測量・位置出しにおける工夫	■	■			■（　　）
		□ 2.　その他（　　）	■	■	■	■	■（　　）
		■施工関係					
		□ 3.　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は，設備据付後の試運転調整の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 4.　コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 5.　土工・地盤改良・橋梁架設・舗装・コンクリート打設等の施工関係の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 6.　部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 7.　設備工事で，加工・組立等の工夫又は，電気工事の配線・配管等での工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 8.　給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策，つなぎ等の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 9.　照明・視界確保等の工夫	■		■	■	■（　　）
		□ 10. 仮排水，仮道路，迂回路等の計画施工の工夫	■		■	■	■（　　）
		□ 11. 運搬車両・施工機械等の工夫	■		■	■	■（　　）
		□ 12. 支保工，型枠工，足場工及び仮桟橋，覆工板，山留め等の仮設工関係の工夫	■		■	■	■（　　）
		□ 13. 施工管理及び品質向上等の工夫		■			■（　　）
		□ 14. その他（　　）	■	■	■	■	■（　　）
		■品質関係					
		□ 15. 集計ソフト等の活用と工夫		■			
		□ 16. 土工関係，設備関係，電気関係の工夫		■			
		□ 17. コンクリートの打設関係の工夫（材料，養生，出来形・品質等）		■			
		□ 18. 鉄筋，PCケーブル，コンクリート二次製品等の使用材料の工夫		■			
		□ 19. 配筋・溶接作業等に関係する工夫		■			
		□ 20. その他（　　）		■			
		■安全衛生関係					
		□ 21. 安全仮設備等の工夫（落下物,墜落・転落,挟まれ,看板,立入禁止柵,手摺り,足場等）	■	■	■	■	■（　　）
		□ 22. 安全教育，技術向上講習会，安全パトロール，安全帯使用等に関する工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 23. 現場事務所，労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 24. 有毒ガス，可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 25. 供用中の道路等の事故防止	■	■	■	■	■（　　）
		□ 26. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 27. ゴミの減量化，アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	■	■	■	■	■（　　）
		□ 28. その他（　　）	■	■	■	■	■（　　）

工事成績採点の考査項目別採点表　（第一次評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左□に*印を記入し，□に○印を記入する。

評定様式第6号－1－24

考査項目	細　別	工夫事項	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5－2. 創意工夫 ［軽微なもの］	創意工夫	**■施工管理関係** □ 29. 盛土の締固，場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ 30. 施工計画書及び写真管理等の工夫 □ 31. 出来形，品質との計測関係の工夫及び集計，管理図等の工夫 □ 32. CAD，施工管理のソフト，土量管理システム等の活用 □ 33. その他（　　）		□ □ □ □ □			
		■その他 □ 34. その他（　　） □ 35. その他（　　） □ 36. その他（　　）	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□（　　） □（　　） □（　　）
	工夫事項評価 ［*印を付した工夫事項について，評価内容を詳細記述］	□点 ※　特に評価すべき工夫事項を，加点評価とする。 ※　加点は，7～0点の範囲とする。 ※　該当事項数と重みを勘案して評価する。 ※　1項目1点を目安とするが，内容によってはそれ以上又は以下の点数を与えてもよい。	［工夫事項の詳細評価］				

※1.　創意工夫においては，「4　工事特性」の考査項目において評価するほどではないが，企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2　「2　施工状況」「3　出来形及び出来栄え」においても創意工夫は加点対象とするが，企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※3　工夫事項（選定）及び詳細評価は，所属長との合議ををもって記述する。
※4　「4　工事特性」との二重評価はしない。

工事成績採点の考査項目別採点表　（第二次評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　□　に*印を記入する。

評定様式第7号－1－1

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
			工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理 c		「評価対象項目」 □ 1　災害復旧工事及び施工条件の変更等により，特に工期的な制約がある中で，工期内で工事を完成させた。 □ 2　隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い，遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □ 3　地元及び関係機関との調整に取組み，トラブルも少なく，遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □ 4　代休等の確保や地域の主要行事への配慮など，工程管理や人員管理が適切で，地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 □ 5　配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の取組みが見られた。 □ 6　その他（　　） 0		□ 工程管理がやや不備である。	□ 工程管理が不備である。
			工程管理がやや不備 ⇨ d，不備 ⇨ e とし，これ以外の場合は該当項目数で評価する。 該当項目が4項目以上 ⇨ a 該当項目が1項目以上4項目未満 ⇨ b 該当項目　なし ⇨ c				
	Ⅲ. 安全対策 c		安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
			「評価対象項目」 □ 1　建設労働災害，公衆災害の防止への取組みが顕著であった。 □ 2　安全衛生管理体制を整備し，組織的に取り組んだ。 □ 3　安全衛生管理活動が活発である。 □ 4　安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 □ 5　安全協議会活動に積極的に取組む等，他の模範となるようなリーダーシップを発揮している。 □ 6　安全職場実現への取組みが顕著である。 □ 7　その他（　　） 0		□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である
			工程管理がやや不備 ⇨d，不備 ⇨e とし，これ以外の場合は該当項目数で評価する。 該当項目が5項目以上 ⇨ a 該当項目が1項目以上5項目未満 ⇨ b 該当項目　なし ⇨ c				

工事成績採点の考査項目別採点表　（第二次評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第7号－1－2

考査項目	細　別	a	b	c
		地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等 c	河川，港湾，海岸等の環境改善を具体的に実施した。 国，県，市が管理する公園緑地等及び周辺地域等の環境保全，貴重種等の動・植物への保護等を具体的に実施した。 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど，積極的に周辺地域との調和を図った。 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 地域生活に密着したごみ拾い，道路，港湾，海岸，河川清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し，地域に貢献した。 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 その他（　　） 該当項目が5項目以上　⇨ a 該当項目が1項目以上5項目未満　⇨ b 該当項目　なし　⇨ c ※1　地域への貢献等とは，工事の施工に伴って，地域社会や住民に対する配慮等の貢献について，加点評価する。		

工事成績採点の考査項目別採点表　（第二次評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第7号－1－3

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表

8.
法令遵守等

		措置内容	点数
0	1	指名停止　3ヶ月以上	－ 20点
0	2	指名停止　2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点
0	3	指名停止　1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点
0	4	指名停止　2週間以上1ヶ月未満	－ 10点
0	5	文書注意	－ 8点
0	6	口頭注意	－ 5点
0	7	工事関係者事故または公衆災害が発生したが，当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため，口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
0	8	その他(理由　　) 0　1回交付した 0　2回交付した 0　3回交付した 0　3回交付で改善されない （左のいずれかを選択する）　0	交付回数により減点 最大－8点　0
0	9	総合評価方式の契約工事において，反映された技術提案項目の達成がなされていない。 0　1項目が達成されていない。 0　2項目が達成されていない。 0　3項目が達成されていない。 0　4項目が達成されていない。 0　5項目が達成されていない。 （左のいずれかを選択する）　0	1項目につき-2点 最大-10点　0

0

項目該当なし

「高知市競争入札指名停止措置要綱」により指名停止等の措置を行なった場合に減点する。

事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため，口頭注意以上の処分が行なわれなかった場合に減点する。

その他の適応事例(過積載車両の使用，不正軽油の使用，仕様書等に規定する関係法令等に関する重大な違反等)が確認され，総括監督員から文書注意(工事打合せ簿による改善命令)が交付された場合に減点する。(交付1回:－1点，交付2回:－3点，交付3回:－5点，交付3回で改善されない場合:-8点)

① 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)
② 本考査項目(8　法令遵守等)で評価する事例は，施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
③「施工」とは，請負契約書の記載内容(工事名，工期，施工場所等)を履行することに限定する。
④「工事関係者」とは，当該工事現場に従事する現場代理人，監理技術者，主任技術者，受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し，それを履行するために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1　入札前に提出した調査資料等において，虚偽の事実が判明した。
2　承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3　使用人に関する労働条件に問題があり，送検された。
4　産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5　当該工事関係者が，贈収賄等により逮捕又は公訴された。
6　一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7　入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し，送検された。
8　労働基準法に違反する事実が判明し，送検された。
9　監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10　下請代金を期日以内に支払っていない，不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11　過積載等の道路交通法違反により，逮捕又は送検された。
12　受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13　下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている，砂利，砂，防音シート，軍手等の物品の納入，土木作業員やガードマンの受入，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14　安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故，又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15　一次下請業者が，社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が必要な事業者であるにも関わらず，未加入のままであった。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－1

考査項目	細　別		a	b	c	d	e
			施工管理が優れている	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理 d		「評価対象項目」				
		* □	1　作業分担と責任の範囲が，書面で確認できる。				
		* □	2　建設業退職金共済の証紙が，適切に購入・配布され，標識が工事現場のみやすい場所に掲示されている。（建退共制度の対象労働者を雇用している工事に適用）			□ 設計図書と適合しない箇所が有り，文書により補修指示を行った。	
		* □	3　施工体制台帳，施工体系図が整備されている。				
		* □	4　契約書第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い，疑義等について書面で確認を行い，施工がなされている。				
		* □	5　施工計画書と現場施工方法が一致している。（施工計画書の施工方法の記載が省略されている場合は，一般的な施工方法と現場施工方法が一致している。）			□ 契約図書に基づく施工上の義務につき，検査職員から文書により指示を行った。	
		* □	6　施工計画書と現場の施工体制が一致している。				
		* □	7　施工計画書が工事着手前に提出され，所定の項目が記載されているとともに，設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。				
		* □	8　工事材料の資料の整理及び確認がなされ，管理されている。				
		* □	9　品質確保のための対策など，施工に関する独自の工夫が見られる。			上記該当が1項目でもあれば ⇒ d	
		* □	10　工事の関係書類及び資料整理が良い。			上記該当が2項目以上あれば ⇒ e	
		* □	11　見本の整理又は工事記録写真の撮影方法等に工夫が見られる。				
		* □	12　立会確認の手続きが，事前になされている。				
		* □	13　工事日誌，材料受入検査，施工報告，試験成績結果報告，工事打合せ簿等の工事記録の整備が，適宜，的確になされている。				
		* □	14　建設廃棄物・リサイクルへの取り組みが適切になされている。				
		* □	15　計画内容に変更が生じた場合は，その都度該当工事着手前に変更設計書を提出している。				
		* □	16　社内の管理基準が作成され，管理している。				
		□ □	17　その他（　　）				
					0 ／ 16　0%		
						d	0

該当項目が90%以上　⇒ a
該当項目が80%以上90%未満　⇒ b
該当項目が60%以上80%未満　⇒ c
該当項目が60%未満　⇒ d

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　　)評価数/(　　)対象評価項目数。
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　□　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－2

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足し，バラツキが**規格値50%以内**で，下記**「評価対象項目」の4項目以上が該当**する。	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足し，バラツキが**規格値50%以内**で，下記**「評価対象項目」の3項目以上が該当**する。	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足し，バラツキが**規格値80%以内**で，下記**「評価対象項目」の3項目以上が該当**する。	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足し，バラツキが**規格値80%以内**で，下記**「評価対象項目」の2項目以上が該当**する。	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足し，a～b’に該当しない。	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足せず，規格値を越えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 出来形が，測定項目・測定基準及び規格値を満足せず，規格値を越えるものがあり，バラツキが大きく，出来栄えが悪い。
							□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。
	□	「バラツキ」 □ 1　バラツキが規格値50%以内 □ 2　バラツキが規格値80%以内 □ 3　規格値内 （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		「評価対象項目」 □ 1　出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 □ 2　自社の管理基準を設定し，管理している。 □ 3　出来形測定において，不可視部分の出来形が，写真で的確に判断できる。 □ 4　写真管理を適切に行っている。 □ 5　その他（　　）						

① 出来高の評定は，工事全般を通したものとする。
② 出来形とは，設計図書に示された工事目的物の寸法である。
③ 出来形管理とは，「高知県建設工事技術管理要綱」出来形管理基準及び規格値を準用し，測定項目，規格値及び測定基準に基づき，工事目的物の寸法を確保する管理体系である。
④ バラツキの考え方は別図参照。

【判断基準】

評価対象項目	バラツキ		
	50%以内	80%以内	規格値内
4項目以上該当	a	b	c
3項目以上該当	a’	b	c
2項目以上該当	b’	b’	c
1項目以下	c	c	c

0 c　c　c
1 c　c　c
2 b’　b’　c
3 a’　b　c
4 a　b　c
5 a　b　c

###
0 □

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－3

考査項目	工　種		a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ. 品　質	コンクリート構造物工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 1 配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 2 コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 3 施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。 4 型枠，支保工の取り外し時のコンクリート強度が適切に管理されている。 5 鉄筋の規格がミルシートで確認でき，かつ，コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正である。 6 打継ぎ目処理（打継ぎ目位置選定，レイタンス等除去，目地設置等）を適切に行っている。 7 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が，試験値で確認できる。 8 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 9 圧接作業に当たり，作業員の技量確認を行っている。 10 スペーサーの材質が適正で，かつ適切に配置し，鉄筋のかぶりを確保している。 11 その他（　　） 12 その他（　　） 0 ／ 0　######					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d ※ コンクリート構造物のクラック 1. 進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2. 進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
	土工事 切土 盛土 築堤等工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 1 雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施している。 2 段切等が，施工前に適切に行われている。 3 置換えのための掘削を行うにあたり，掘削面以下を乱さないように施工している。 4 締固めを，適切な条件で施工している。 5 芝付け又は種子吹きつけ等を，適切に行っている。 6 構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。 7 土羽土の土質が適正である。 8 CBR試験等の品質管理に必要な試験を行っている。 9 法面に有害なクラックや損傷面がない。 10 その他（　　） 0 ／ 0　######	0.00 b’ c c c 0.60 b b’ c c 0.75 a’ b b’ b’ 0.90 a a’ b b				□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－4

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え 細別 Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事 c	品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 1 施工基面が平滑に仕上げられている。 2 裏込材，胴込めコンクリートの充填又は締め固めが充分で，空隙が生じていない。 3 緑化ブロック，石積（張），法枠，かごマット等で，材料のかみ合わせ又は連結が適切で，裏込材の吸い出しの恐れがない。 4 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 5 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が適切である。 6 植生工で，植生の種類・品質・配合・施工後の養生が適切である。 7 根固工・水制工・沈床工・捨石工等で，材料の連結又はかみ合わせが適切である。 8 コンクリートブロック等を損傷無く設置している。 9 その他（　　） 0 ／ 0　######					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d ※ コンクリート構造物のクラック 1. 進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2. 進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

	鋼橋工事 RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる c	品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 ［工場製作関係］ 1 鋼材の種別を，品質を証明する書類又は現物により照合し，確認されている。 2 溶接作業に当たり，作業員の技量確認を行っている。 3 溶接の品質管理が適切に実施されている。 4 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）。 5 素地調整の場合，第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装をしていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 ［架設関係］ 1 ボルトの締め付け確認が実施され，適切に記録が保管されている。 2 ボルトの締付機，測定機器のキャリブレーションを実施している。 3 支承の据付で，コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき，仕上げ面に水切り勾配がついている。 4 現場塗装前処理が適切で，塗装禁止条件（気温，湿度，気象等）が守られて施工している。 5 伸縮装置の据付は，設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう決定している。 6 架設にあたっては，部材の応力と変形等を十分検討し，継手部のすき間等が適性保たれている。 0 ／ 0　######					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－5

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	砂防構造物工事及び地すべり防止工事	品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 □ 1 バラツキが規格値50%以内 □ 2 バラツキが規格値80%以内 □ 3 規格値内 □ 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別								
Ⅱ．品　質	（集水井戸工事を含む） c	「評価対象項目」 ［共　通］ □ □ 1 配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □ □ 2 コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 3 施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。 □ □ 4 型枠，支保工の取外し時のコンクリート強度が，適正に管理されている。 □ □ 5 打継ぎ目処理（打継ぎ目位置選定，レイタンス等除去，目地設置等）を適切に行っている。 □ □ 6 地山との取り合わせが適切に行われている。 □ □ 7 鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。 □ □ 8 その他（　　） ［砂防構造物工事に適用］ □ □ 1 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □ □ 2 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 □ □ 3 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ 4 アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 5 ボルトの締付確認が実施され，適切に記録が保管されている。 □ □ 6 ボルトの締付機，測定機器のキャリブレーションを実施している。 □ □ 7 その他（　　） ［地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用］ □ □ 1 アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 2 ライナープレートの組立にあたり，偏心と歪みに配慮し，施工を行っている。 □ □ 3 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 □ □ 4 集・排水ボーリング工の方向，角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 □ □ 5 その他（　　） 0 ／ 0　######					□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d ※ コンクリート構造物のクラック 1．進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2．進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	□ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		##					## □	□

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－6

考査項目	工　種		a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え	舗装工事		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
			「バラツキ」 1　バラツキが規格値50%以内 2　バラツキが規格値80%以内 3　規格値内 4　バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）						
細　別	c		「評価対象項目」 ［路床，路盤工関係］ 1　施工に先立ち，CBR値を測定する等，適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。					監督職員が，文書で改善指示を行った。	契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ. 品　質			2　路床及び路盤のプルーフローリングを行っている。 3　路床及び路盤工の密度管理が，仕様書を満足している。 4　路盤の安定処理は，材料が均一になるよう施工している。 5　路盤の施工に先立ち，路床面，下層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工している。 6　路床盛土において，一層の仕上がり厚を20cm以下とし，各層ごとに締め固めて施工している。 7　その他（　　）					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
			［アスファルト舗装工関係］ 1　混合物の品質が，材料使用承諾書又は事前審査制度の証明書類により適切な規格が確認できる。 2　舗装工の施工に先立ち，上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工している。 3　混合物の温度管理が，プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で記録・整理されている。 4　舗設後の交通開放が，定められた条件を満足している。 5　各層の継目の位置が，仕様書に定められた数値以上であることが確認できる。（単層の場合は，継目や構造物との接合面処理が適切に行われている） 6　目地の処理が，仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 7　気象条件に適した混合物の運搬方法，舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 8　その他（　　）						
			［コンクリート舗装工関係］ 1　配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 2　舗装工の施工に先立ち，上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工している。 3　コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 4　施工条件及び気象条件に適した運搬時間，打設方法，養生方法等を適切に行っている。 5　チェアー，タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 6　その他（　　）						
			0 ／ 0　　######				## ##		

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※　試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－7

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ. 品　質	法面工事 c	品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 ［共　通］ 1 法面の浮石やゴミ等が除去され，施工基面が平滑に仕上げられている。 2 盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう締め固めを十分行っている。 3 雨水による崩壊が起こらないように，湧水・排水対策を実施している。 4 使用する材料の種類，品質，配合等が仕様書等を満足している。 5 その他（　　） ［種子吹付工，客土吹付工，厚層基材吹付工，植生シート，マット工関係］ 1 土壌試験を実施し，施工に反映している。 2 ネット等の重ね幅が10cm以上確保され，破損が生じていない。 3 吹付厚さが均等である。また，必要な場合，2層以上に分けて行っていることが確認できる。 4 施工時期が定められた条件を満足している。 5 ネット等が適切に法面に定着している。（発芽確認等） 6 水分補給，日照等の地域条件を種子材料等の選定に反映している。 7 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 8 地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。 9 その他（　　） ［コンクリート又はモルタル吹付工関係］ 1 金網等の重ね幅が10cm以上確保され，破損が生じていない。 2 吹付厚さが均等である。また，必要な場合，2層以上に分けて行っていることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用した供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 4 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料が適切に処理されている。 5 水抜きパイプが適切に配置されている。 6 その他（　　） ［現場打法枠工関係］ 1 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 2 現場養生が仕様書を満足するよう実施されている。 3 圧縮強度試験に使用した供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 4 枠内に空隙がないことが確認できる。 5 層間に，剥離がないことが確認できる。 6 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料が適切に処理されている。 7 その他（　　） 0 ／ 0　######					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－8

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来栄え 細別 Ⅱ．品質	基礎工事 (地盤改良等含む) c	品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 □ 1 バラツキが規格値50%以内 □ 2 バラツキが規格値80%以内 □ 3 規格値内 □ 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない(測定値が10点未満)） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 ［杭関係(コンクリート･鋼管･鋼管井筒，場所打，深礎等)］ □ 1 杭に，損傷及び補修痕がない。 □ 2 杭の施工，打止め管理方法(支持層への根入れ長含む)等が整備され，かつ記録が確認できる。 □ 3 水平度，安全度，鉛直度等が仕様書を満足している。 □ 4 コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度･スランプ･空気量･温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 5 施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。 □ 6 材料の規格が品質証明書等(ミルシート等)で確認できる。 □ 7 鉄筋の加工･組立及びコンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正である。 □ 8 溶接の品質管理に関して，仕様書を満足している。 □ 9 場所打ち杭について，トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 □ 10 掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度，比重等が適切に管理されている。 □ 11 スペーサーの材質が適正で品質が確認でき，配置や鉄筋かぶり等が適切である。 □ 12 ライナープレートの組立にあたって，偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 □ 13 裏込材注入の圧力等が，施工記録により確認できる。 □ 14 その他(　　) ［地盤改良関係］ □ 1 施工箇所が均一に攪拌混合･改良等され，必要な強度及び支持力を確保している。 □ 2 改良材の管理記録が整理され，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 3 セメントミルクの比重，スラリー噴出量，強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 4 サンドドレーン，ペーパードレーン工法において，材料の使用量が記録により確認できる。 □ 5 その他(　　) 0 ／ 0　######					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
						##		
						## □		□

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく(測定値が10点未満の場合)，バラツキの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝(　)評価数/(　)対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－9

考査項目	工　種		a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来栄え			品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 □ 1 バラツキが規格値50%以内 □ 2 バラツキが規格値80%以内 □ 3 規格値内 □ 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別	コンクリート橋工事		□ 1 配合報告書，品質証明書等に基づき，適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。					□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ．品　質	（PC・RCを対象） c		□ 2 コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取を行い，強度・スランプ・空気量・温度等の測定結果及び当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 3 施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間，練り混ぜから打ち終わりまでの時間，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種，養生方法等を適切に行っている。 □ 4 型枠・支保工の取外し時のコンクリート強度が，適正に管理されている。 □ 5 鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。 □ 6 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が，試験値で確認できる。 □ 7 プレテンション桁の購入にあたって，品質証明等により適正な品質が確認できる。 □ 8 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □ 9 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っている。 □ 10 スペーサーの品質が適正であることが確認でき，適切に配置し，鉄筋のかぶりを確保している。 □ 11 支承の据付で，コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき，仕上げ面に水平勾配がついている。 □ 12 プレビーム桁のプレフレクション管理が実施されている。 □ 13 装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 □ 14 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理が適切に実施されている。 □ 15 プレストレッシング時のコンクリート強度が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 16 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 □ 17 伸縮装置の据付けは，施工時の気温を考慮し，設計時の標準温度で，橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行っていることが確認できる。 □ 18 その他（　　）					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
			0 ／ 0　######				##	※ コンクリート構造物のクラック 1．進行性又は有害なクラックがなく，発生したクラックについては，有識者等の意見に基づく処置を行っている ⇒ c 2．進行性又は有害なクラックがある場合で，無処理の場合は状況に応じて ⇒ d 又は e	
							## □		□

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－10

考査項目	工種		a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え			品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細別 Ⅱ. 品質	塗装工事 c		「評価対象項目」 1 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）。 2 ケレン（素地調整）が入念に実施されていることが確認できる。 3 施工時の天候，気温及び湿度等の条件が整理・記録され，塗装作業に反映している。 4 塗料を使用前に攪拌し，容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 5 塗膜に有害な付着物がない。 6 塗料の空缶管理が，写真等で確実に確認できる。 7 塗り残し，ながれ，しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 0 ／ 0　######　##					監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
	造園（植栽）工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
			「評価対象項目」 1 土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し，施工に反映している。 2 活着管理が適切に行われている。 3 植木等に損傷，はちくずれ等がなく，保護養生が適切に行われている。 4 植木等の生育に害のある害虫等が除去されている。 5 余剰枝の剪定，整形その他必要な手入れが行われている。 6 肥料が，直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 7 植生する樹木に応じて，適切な植穴を掘り，植穴底部を耕していることが確認できる。 0 ／ 0　######　##					監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－11

考査項目	工　種		a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	下水道工事－a		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 □ 1　バラツキが規格値50％以内 □ 2　バラツキが規格値80％以内 □ 3　規格値内 □ 4　バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 ［管　渠　工－開削等］					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別		□ □	1　使用材料は，品質証明書等を提出し，品質確認を受けた後，使用している。					□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。	□ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。
Ⅱ．品　質		□ □	2　管に，漏水・クラック・偏平等がない。					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
		□ □	3　管の接合が，設計図書の規定どおり適切に行われていることが確認できる。						
		□ □	4　管の布設は，方向・勾配等が適切であり，不陸・偏心等のないことが確認できる。						
		□ □	5　その他（　　）						
			［マンホール工］						
		□ □	1　使用材料は，品質証明書等を提出し，品質確認を受けた後，使用している。						
		□ □	2　マンホールブロックは，躯体コンクリートと内面が一致し垂直に据えつけられていることが確認できる。						
		□ □	3　各マンホールブロックの接合部は，砂利・砂・ゴミ等を取り除き，水密に仕上げられていることが確認できる。						
		□ □	4　マンホール天端は，道路又は敷地の表面勾配に合致するよう仕上げられている。						
		□ □	5　マンホールのモルタル使用箇所は，内外面から仕上げを行い，漏水のないことが確認できる。						
		□ □	6　マンホール底部のインバート仕上げは，滑らかに仕上げられていることが確認できる。						
		□ □	7　その他（　　）						
			［補助地盤改良工（薬液注入等）］						
		□ □	1　工事着手前に，使用材料の品質証明書・試験成績表を提出し，材料確認を受けてから施工している。						
		□ □	2　使用済み材料は，材料数量証明書が提出され，設計図書の規程どおりの数量であることが確認できる。						
		□ □	3　工事着手前に，工法確認を受けてから施工している。						
		□ □	4　設計図書で規程した範囲の改良について，予定通りの改良効果が確認できる。						
		□ □	5　周辺の構造物や地盤に影響を与えていないことが確認できる。						
		□ □	6　周辺の河川及び井戸等について，影響を与えていないことが確認できる。						
		□ □	7　注入圧力の記録紙（チャート紙）は，発注者の検印のあるものを用い，切断せずに1ロールごとに提出している。						
		□ □	8　その他（　　）						
			［推進工－推進工事・セミシールド各工種共通］						
		□ □	1　使用材料は，品質証明書等により設計図書で規程した品質を満足していることが確認できる。						
		□ □	2　使用材料は，品質確認を受けた後，使用していることが確認できる。						
		□ □	3　管材料には，変形や表面に傷にないことが確認できる。						
		□ □	4　設計図書に規程する，管渠勾配・法線が確保されていることが確認できる。						
		□ □	5　推進法線上の地盤沈下について，沈下量の管理を行い，最小限の沈下にとどめていることが確認できる。						
		□ □	6　推進推力について管理を行い，予定以上の負荷をかけていないことが確認できる。						
		□ □	7　管の接合にあたり，接合部の水密性が保たれていることが確認できる。						
		□ □	8　推進工法による地中への空隙発生の有無について，常に管理していることが確認できる。						
		□ □	9　その他（　　）						
			［作泥注入工－推進工事・セミシールド各工種共通］						
		□ □	1　作泥注入工は，品質確認を受けた後，使用していることが確認できる。						
		□ □	2　作泥注入工は，設計図書に規程する規格を満足し，事前に確認を受けている。						
		□ □	3　作泥注入工は，設計図書どおり確実に実施されていることが確認できる。						
		□ □	4　その他（　　）						

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］評価対象とする場合は，左　　に*印を記入し，評価する場合は右　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－12

考査項目	工　種		a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ．品　質	下水道工事－b c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「評価対象項目」 ［裏込注入工－推進工事・セミシールド各工種共通］ 1　裏込注入工は，品質確認を受けた後使用していることが確認できる。 2　裏込注入工は，設計図書に規程する規格を満足し，事前に確認を受けている。 3　裏込注入工は，設計図書どおり確実に実施されていることが確認できる。 4　その他（　　） ［仮設工－推進工事・セミシールド各工種共通］ 1　設計図書で規程した場合について，規程した品質・規格以上の仮設材料（土留・支保材等）を使用していることが確認できる。 2　設計図書で規程した場合について，規程した仮設の配置（立坑の大きさ・切梁の配置等）を使用していることが確認できる。 3　立坑周辺の地盤に，沈下等の影響を与えていないことが確認できる。 4　設計図書で，仮設材の残置を規定した場合について，規程した数量以上や規程外の仮設材の残置を行っていないことが確認できる。 5　その他（　　） ［シールド工事］ 1　材料の品質規格証明書が整備されている。 2　シールド機が，仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 3　セグメントが，仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 4　セグメントに，損傷及び補修痕がない。 5　日々の掘進管理は，集中管理装置により常に計測管理され，かつ記録の確認が出来る。 6　セグメント組立時に，目違い・異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い，所定のトルクでボルトが締付けられていることが確認できる。 7　セグメント組立後，真円保持装置を使用し，形状確保に努めている。 8　セグメント継手面シール等の防水工が，仕様書に基づき適切に施工され，漏水がない。 9　施工後のコンクリート系セグメントに，クラックの発生及び欠けがない。 10　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 11　スチールフォーム等の取り外しに関して管理がされている。 12　施工に先立ち配合設計を行い，コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 13　コンクリートの現場養生が，仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 14　二次覆工コンクリートにクラックの発生がない。 15　その他（　　） ［その他工種］ 1　使用材料（部品・単体品）は，工事着手前に試験成績書・品質証明書等が提出され，設計図書で規程された品質・形状等の規格を満足することが確認できる。 2　設計図書で規程する方法で，適正に施工されていることが確認できる。 3　設計図書で定められている品質管理が，適正に実施されていることが確認できる。 4　その他（　　） 0 ／ 0　######						## ##		

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※　試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－13

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来栄え 細　別 Ⅱ．品　質	水路等コンクリート二次製品設置工事 c						□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 □ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 □ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照
［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］

「バラツキ」
- □ 1 バラツキが規格値50%以内
- □ 2 バラツキが規格値80%以内
- □ 3 規格値内
- □ 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満））

（※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）

「評価対象項目」

［共　通］
- □ 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
- □ 2 材料等の品質証明書等が整備されている。
- □ 3 材料に破損や補修痕がない。
- □ 4 基礎地盤の整形，清掃，湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
- □ 5 二次製品の保管，吊り込み，据付け等に十分な注意を払っていることが確認できる。
- □ 6 土留め，ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
- □ 7 その他（　　）

［擁壁類（補強土擁壁は除く）］
- □ 1 胴込コンクリート，裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。
- □ 2 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。
- □ 3 材料の連結または，かみ合わせが適切である。
- □ 4 端部における地山とのすりつけが適切である。
- □ 5 丁張りを2重，3重に設けるなど，法勾配，裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。
- □ 6 水抜き孔が適切に設けられ，裏込め材の流出防止措置がされている。
- □ 7 擁壁背面等の盛土，埋戻しの締固めが適正に行われていることが確認できる。
- □ 8 その他（　　）

［用排水施設］
- □ 1 位置，方向，高さ，勾配等について，前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
- □ 2 不等沈下防止に配慮して，基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。
- □ 3 呑口，吐口，集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
- □ 4 施設の流末は侵食，滞留等が生じないよう処理されている。
- □ 5 不等沈下の発生が無く，基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。
- □ 6 継目部の目地モルタル等が適切に施工されている。
- □ 7 製品周辺の盛土，埋戻しの施工にあたり，巻出し，転圧が適切に施工されている。
- □ 8 製品の継目部には，隙間，ズレがなく，適切に施工されている。
- □ 9 その他（　　）

0 ／ 0　　######　　##

##　□

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

［記入方法］ 評価対象とする場合は，左 □ に*印を記入し，評価する場合は右 □ に*印を記入する。

評定様式第8号－1－14

考査項目	工　種		a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来栄え	管路工事 ガス・水道工事等		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 ［関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない（測定値が10点未満）） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する）					□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。	□ 品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。
細　別 Ⅱ．品　質	c		「評価対象項目」 1 掘削断面に崩壊，過堀が無く，施工基面が平滑に仕上げられている。 2 管及び付属品（制水弁，空気弁等）の接合が，適正である。 3 材料の品質証明書等が整備されている。 4 中心線の通りが良い。 5 仕様書等による条件により締固めが適切に施工されており，沈下等がみられない。 6 舗装復旧が仕様書等による条件で実施されており，既設舗装との段差がなく，仕上がり状態が良い。 7 管の吊り込み，据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8 附属構造物の施工が適切である。 9 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 10 その他（　　）					□ 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	□ 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
						0 ／ 0　######	##		
							## □		

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※ 試験結果の打点数が少なく（測定値が10点未満の場合），バラツキの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－15

考査項目	工種		a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来栄え 細別 Ⅱ.品質	防護柵・標識・区画線等設置工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 [関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験] 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない(測定値が10点未満)） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 [共　通] 1 防護柵設置要綱，視線誘導標設置基準，道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し，規格値を満足している。 2 品質証明書等が整備され，材料等の品質が的確に確認できる。 [防護柵・標識類] 1 材料や構造物の保守管理が適切に行われ，変形，破損，有害な傷がない。 2 接合部の処理方法や連結かみあわせ，緊張が適正で，適切に施工されていることが確認できる。 3 基礎部の埋戻し又は定着が適切に行われていることが確認できる。 [区画線] 1 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。 2 塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 3 溶融式，高視認性区画線の施工では，常に適正温度で塗布できるよう，溶融槽の温度管理がされていることが確認できる。 0 ／ 0　######					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
	解体工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 [関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験] 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない(測定値が10点未満)） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 1 解体工法・手順に創意工夫が見られる。 2 施工計画書に定められた解体計画により管理されている。 3 廃材の分別・保管に創意工夫がある。 4 管理記録が整備されている。 5 不可視部分の写真記録が適切である。 6 有害物の処理が適切になされている。 0 ／ 0　######					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
	その他工事 c		品質管理の試験結果が，規格値，試験基準を満足し，バラツキが少ない。　※ バラツキの判断は別紙参照 [関係基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験] 「バラツキ」 1 バラツキが規格値50%以内 2 バラツキが規格値80%以内 3 規格値内 4 バラツキで判断不可能　（※試験結果の打点数が少ない(測定値が10点未満)） （※規格値を満足しない場合は，d欄，e欄に＊印を記入する） 「評価対象項目」 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規格証明書が整備されている。 3 その他 （ 4 その他 （ 5 その他 （ 0 ／ 0　######					品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を超えるものがあり，バラツキが大きい。 監督職員が，文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	品質関係の試験結果が，規格値，試験基準を満足せず，品質が劣る。 契約書第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

評定様式第8号－1－15 続

【判断基準】

		バラツキで判断可能			バラツキで判断不可能
		50%以内	80%以内	規格値内	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※　試験結果の打点数が少なく(測定値が10点未満の場合)，バラツキの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

① 当該「評価対象項目のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　　)評価数/(　　)対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－16

考査項目	工　種		a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	他の事項に該当しない場合

3. 出来形及び出来栄え（細別）

コンクリート構造物工事　d

「評価対象項目」

1	コンクリート構造物の肌が良い。	該当　5項目以上	⇒ a
2	コンクリート構造物の通りが良い。	該当　4項目	⇒ b
3	天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。	該当　3項目	⇒ c
4	クラックがない。	該当　2項目以下	⇒ d
5	漏水がない。		
6	全体的に美観が良い。		

Ⅲ. 出来栄え

土工事（盛土，築堤等工事，切土）　d

盛土・築堤等　1
※工種を選択してください。

「評価対象項目」(盛土，築堤等工事:1)

1	仕上げが良い。		
2	通りが良い。		
3	端部処理が良い。		
4	構造物へのすりつけ等が良い。		
5	全体的に美観が良い。		

d

「評価対象項目」(切土:2)

1	規定された勾配が確保されている。		
2	法面の表面が適切に施工されている。		
3	施工面の木根，滞水防止処理等が適切である。		
4	関係構造物との取り合いが適切に行われている。		
5	残土等が適切に処理されている。		

d

(盛土，築堤等工事，切土)

該当	4項目以上	⇒ a
該当	3項目	⇒ b
該当	2項目	⇒ c
該当	1項目以下	⇒ d

護岸・根固・水制工事　d

「評価対象項目」

1	通りが良い。	該当　3項目以上	⇒ a
2	材料のかみ合わせが良い，又はクラックがない。	該当　2項目	⇒ b
3	天端，端部の仕上げが良い。	該当　1項目	⇒ c
4	既設構造物とのすりつけが良い。	該当項目なし	⇒ d

鋼橋工事　d

「評価対象項目」

1	表面に補修箇所がない。	該当　4項目以上	⇒ a
2	部材表面に錆，傷がない。	該当　3項目	⇒ b
3	溶接に均一性がある。	該当　2項目	⇒ c
4	塗装に均一性がある。	該当　1項目以下	⇒ d
5	全体的に美観が良い。		

砂防構造物工事 地滑り防止工事　d

「評価対象項目」

1	地山との取り合いが良い。	該当　3項目以上	⇒ a
2	天端，端部の仕上げが良い。	該当　2項目	⇒ b
3	施工管理記録等から，不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。	該当　1項目	⇒ c
4	全体的に美観が良い。	該当項目なし	⇒ d

舗装工事　d

「評価対象項目」

1	舗装の平坦性が良い。	該当　5項目以上	⇒ a
2	構造物の通りが良い。	該当　4項目	⇒ b
3	端部処理が良い。	該当　3項目	⇒ c
4	構造物へのすりつけ等が良い。	該当　2項目以下	⇒ d
5	雨水処理が良い。		
6	全体的に美観が良い。		

法面工事　d

「評価対象項目」

1	通りが良い。	該当　3項目以上	⇒ a
2	植生，吹付等の状態が均一である。	該当　2項目	⇒ b
3	端部処理が良い。	該当　1項目	⇒ c
4	全体的に美観が良い。	該当項目なし	⇒ d

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－17

考査項目	工　種		a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	他の事項に該当しない場合
3. 出来形及び 出来栄え	基礎工事 d		「評価対象項目」 1　土工関係の仕上げが良い。 2　通りが良い。 3　天端，端部の仕上げが良い。 4　施工管理記録等から，不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。		該当　3項目以上　⇒ a 該当　2項目　⇒ b 該当　1項目　⇒ c 該当項目なし　⇒ d	
細　別 Ⅲ. 出来栄え	コンクリート橋工事 d		「評価対象項目」 1　コンクリート構造物の肌が良い。 2　コンクリート構造物の通りが良い。 3　天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。 4　支承部の仕上げが良い。 5　クラックがない。 6　漏水がない。 7　全体的に美観が良い。		該当　6項目以上　⇒ a 該当　4，5項目　⇒ b 該当　3項目　⇒ c 該当　2項目以下　⇒ d	
	塗装工事 d		「評価対象項目」 1　塗装の均一性が良い。 2　細部まできめ細かい施工がなされている。 3　補修箇所がない。 4　ケレンの施工状況が良好である。 5　全体的に美観が良い。		該当　4項目以上　⇒ a 該当　3項目　⇒ b 該当　2項目　⇒ c 該当　1項目以下　⇒ d	
	造園工事 （植　栽） d		「評価対象項目」 1　樹木の活着状況が良い。 2　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3　支柱の取り付けが堅固である。 4　植栽帯の全体的な美観が良い。		該当　3項目以上　⇒ a 該当　2項目　⇒ b 該当　1項目　⇒ c 該当項目なし　⇒ d	
	下水道工事 d		「評価対象項目」 1　構造物の通りが良い。 2　内空面に補修の箇所がない。 3　マンホール・桝等の目地仕上げが良い。 4　管口の仕上げが良い。 5　マンホール・桝等と既設路面の取り合いが良い。 6　管路の通り・状態が良い。 7　クラックがない。 8　漏水がない。 9　施工管理記録等から，不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。 10　全体的に美観が良い。		該当　8項目以上　⇒ a 該当　6，7項目　⇒ b 該当　3～5項目　⇒ c 該当　2項目以下　⇒ d	
	水路等コンクリート二次製品設置工事 d		「評価対象項目」 1　構造物の通りが良い。 2　構造物等とのすりつけが良い。 3　土工の仕上げが良い。 4　天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。 5　製品のかみ合わせが良い。 6　全体的に美観が良い。		該当　5項目以上　⇒ a 該当　4項目　⇒ b 該当　3項目　⇒ c 該当　2項目以下　⇒ d	

工事成績採点の考査項目別採点表　（最終評定者）土木工事

【記入方法】該当する項目の　　に*印を記入する。

評定様式第8号－1－18

考査項目	工種		a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	他の事項に該当しない場合
3. 出来形及び出来栄え 細別	管路工事 ガス・水道工事等 d		「評価対象項目」 1　管の通りが良い。 2　全体的な美観が良い。 3　舗装復旧面と既設舗装面の取り合わせが良い。 4　附属構造物等にクラックが無く，通りが良い。 5　その他（　　） ※該当工種からの考査事項で考査し，最大考査項目は5項目とする。		該当　4項目以上　⇒ a 該当　3項目　⇒ b 該当　2項目　⇒ c 該当　1項目以下　⇒ d	
Ⅲ. 出来栄え	防護柵・標識・区画線等設置工事 d 区画 3 ※工種を選択してください。		「評価対象項目」 ［防護柵工事］ 1　通りが良い。 2　端部処理が良い。 3　部材表面に傷，錆がない。 4　既設構造物とのすりつけが良い。 5　きめ細やかな施工がなされている。 6　全体的に美観が良い。		該当　5項目以上　⇒ a 該当　4項目　⇒ b 該当　3項目　⇒ c 該当　2項目以下　⇒ d d	
			［標識工事］ 1　設置位置に配慮がある。 2　標識の向き，角度，支柱の通りが良い。 3　標識板，支柱に変色がない。 4　支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 5　全体的な取扱いがしやすい。		該当　4項目以上　⇒ a 該当　3項目　⇒ b 該当　2項目　⇒ c 該当　1項目以下　⇒ d d	
			［区画線工事］ 1　塗料の塗布の均一性，視認性が良い。 2　接着状態が良い。 3　清掃が入念に実施されている。 4　全体的に美観が良い。		該当　3項目以上　⇒ a 該当　2項目　⇒ b 該当　1項目　⇒ c d　該当項目なし　⇒ d	
	解体工事 d		「評価対象項目」 1　撤去跡が平坦に整地されている。 2　土中に撤去対象物や廃材がない。 3　周辺の道路，肩石，側溝，集水桝，人孔等に破損がない。 4　集水桝の流入側の閉鎖等が適切になされている。 5　一部撤去等において，存置部分との調整がなされ，全体に調和が良い仕上げである。 6　一部撤去等において，存置部分の仕上がりの状態が良好で，色調も均一で，むら等がない。		該当　5項目以上　⇒ a 該当　4項目　⇒ b 該当　3項目　⇒ c 該当　2項目以下　⇒ d	
	その他工事 d		「評価対象項目」 1　きめ細かい施工がなされている。 2　全体的に美観が良い。 3　その他（　　） 4　その他（　　） 5　その他（　　） ※該当工種からの考査事項で考査し，最大考査項目は5項目とする。		該当　4項目以上　⇒ a 該当　3項目　⇒ b 該当　2項目　⇒ c 該当　1項目以下　⇒ d	